

## 9. リフォーム工事について

住戸内をリフォームする場合は、隣接する住戸に工事に関して承認・捺印(サイン)をいただいた上で「専有部分の営繕工事に関する届出書」を原則工事の3週間前までに管理センターに提出し、管理組合の承認を得てください。

また、隣接する住戸以外との騒音等によるトラブルを避けるために工事の工程表を作成の上、管理センターで受付印をもらい1階掲示板に掲示してください。なお、工事に関する詳しい内容は「千葉ガーデンタウン団地管理組合法人ルール集」の建物等の諸修繕等に関する細則(諸修繕等の実施計画書等)に従うものとし、施工業者に確認させた上で実施ください。

内外壁、戸境壁、スラブ(床・天井)、玄関扉、扉枠、外気に面する窓ガラス、窓枠、面格子およびその他構造部分は共有部分のため改造、改装、変更等は一切できません。

### ○工事上の注意事項

#### (1) ガス給湯設備

イ) ガス機器は、都市ガスを使用する家庭用またはこれに準ずる用途のガス給湯器(10,000Kcal/h以上または11.6KW以上)、ガス風呂給湯器、ガス風呂付き給湯暖房機および暖房専用機とする。

ロ) 給湯容量を増やしたい方は、給湯機器をベランダに設置することができます。ただし、事前に「ガス給湯器屋外設置申請書」を管理センターに届出し、管理組合の承諾を得てください。

ハ) 給湯能力は24号以下とし、静音タイプ(50db以下)のものとする。

二) ガス機器は屋外壁面に壁掛設置すること。

※その他詳細項目は「ガス給湯器屋外設置申請書」を必ず施工業者に確認させ管理センターに提出ください。

#### (2) 床張替え工事

イ) 床改修工事をする時、工事の騒音と振動がかなり広い範囲に響きます。事前に隣接住戸だけでなく近隣住戸にも十分に工事内容を説明し、同意を得てから実施してください。

ロ) 床工法は、「床衝撃音対策仕様」(L45以上)のものを採用してください。リフォームを多数手がけている施工業者は十分承知しています。

ハ) 住戸内の床には各種の設備用の点検口がありますので、そこは塞がないでください。工事をやり直していただく場合がありますのでご注意ください。

#### (3) テレビアウトレッド(接続端子)

内装工事等でむやみにアウトレッドを取り外さないでください。断線させると設計上(上階への送り配線)、上階の住宅のテレビ受信不能となります。ご注意ください。

#### (4) 自動火災報知器設備・インターフォン設備

共用部と連動した設備となっており、間仕切り等の変更のために配線移動は差し支えありませんが、仕様変更はできません。工事前に必ず管理センターにご連絡ください。なお、熱感知器、煙感知器は消防法等に適合するように設置してください。